

(六)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,570	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,620	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,670	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,720	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,780	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,830	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,880	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,940	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	9,990	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,040	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,090	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,140	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,190	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,240	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,290	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,340	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,390	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,440	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,490	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,540	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,590	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,650	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,700	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,750	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,800	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,850	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,900	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,950	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,000	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,050	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,100	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,150	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,200	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,250	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,300	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,350	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,400	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,450	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,500	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,550	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,600	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,660	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,710	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,760	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,810	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,860	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,910	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,960	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,010	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,060	2,060

(七)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え 41,500円に満た ない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち33,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額								12,610円に、 その日の社会保 険料等控除後の 給与等のうち 33,000円を超 える金額の40 %に相当する金 額を加算した金 額	2,258円に、 その日の社会保 険料等控除後の 給与等のうち 33,000円を超 える金額の24 %に相当する金 額を加算した金 額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125		
41,500円を超え 58,000円に満た ない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570	円 8,258	
58,000円を超え る金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								8,258円に、 その日の社会保 険料等控除後の 給与等のうち 58,000円を超 える金額の33 %に相当する金 額を加算した金 額	
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与の 控除等について 申告されている 場合、当該扶養 親族等1人ごと に50円を、1人 を超えた場合は 50円を、1人ご とに求めた額を 控除した金額	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

↳ 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

□ 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

↳ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

□ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙	
4	人	5	人	6	人	7	人 以 上		
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210	千円未満	243	千円未満	275	千円未満	308	千円未満		
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553		
470	504	496	531	525	559	553	588	241	千円未満
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	555
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	1,862	1,692	1,894	1,720	1,925	1,749	1,957		
1,862	千円以上	1,894	千円以上	1,925	千円以上	1,957	千円以上	555	千円以上

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

「除料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の 金額に 乗ずる べき率	甲							
	扶 養		親		族			
	0	人	1	人	2	人	3	人
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満	千円 171	千円未満
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830
40	1,735 千円以上		1,767 千円以上		1,799 千円以上		1,830 千円以上	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

四 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九) 次のとおり

別表第五(九) 省略

(九)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,200,000円を控 除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 1,700,000円を控 除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額か ら2,450,000円を 控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,550,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第六 省 略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 省 略
- (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第五項第三号（障害退職の控除額）に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 省 略

(備考)

(一) 省 略

- (二) 第三十条第五項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

別表第六 同 上

(注) 同 上

- (一) 同 上
- (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号（障害退職の控除額）に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 同 上

(備考)

(一) 同 上

- (二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十四 省 略

三十五 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告書)に規定する期限後申告書をいう。

三十六 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。

三十七 省 略

三十七の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

三十八 省 略

三十九 更正 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節(課税標準及びその計算)、第百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)、第百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)並びに第百三十五条第三項第三号及び第四項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)の場合を除き、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十一 附帯税 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。

四十二 充当 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。

四十三 還付加算金 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。

四十四 省 略

(定義)

第二条 同 上

一 三十四 同 上

三十五 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告書)に規定する期限後申告書をいう。

三十六 修正申告書 国税通則法第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。

三十七 同 上

三十八 同 上

三十九 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

四十 決定 この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節(課税標準及びその計算)、第百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)、第百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)並びに第百三十五条第三項第三号及び第四項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十一 附帯税 国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。

四十二 充当 国税通則法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。

四十三 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。

四十四 同 上

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 省略

26 省略

7 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

8 省略

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)

第二十三条の二 省略

2 省略

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

4 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

5 省略

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 内国法人の各事業年度終了の時にあって有する減価償却資産につきその償却費として第二十二條第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（以下この

(受取配当等の益金不算入)

第二十三条 同上

26 同上

7 第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

9 同上

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)

第二十三条の二 同上

2 同上

3 第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

4 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

5 同上

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 内国法人の各事業年度終了の時にあって有する減価償却資産につきその償却費として第二十二條第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（以下この

条において「損金経理額」という。）のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で遞減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額（次項において「償却限度額」という。）に達するまでの金額とする。

25 省 略

6 第一項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 省 略

28 省 略

9 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10 税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

11・12 省 略

条において「損金経理額」という。）のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額（次項において「償却限度額」という。）に達するまでの金額とする。

25 同 上

6 第一項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 同 上

28 同 上

9 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる金額又は第四項に規定する寄附金の額の記載及び第三項各号又は第四項に規定する寄附金の明細書の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10 税務署長は、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第三項又は第四項の規定を適用することができる。

11・12 同 上

(法人税額等の損金不算入)

第三十八条 内国法人が納付する法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。)の額は、次に掲げる法人税の額を除き、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 省略

二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項(修正申告等による納付)の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ(修正申告により納付すべき還付加算金相当額)又は第二十八条第二項第三号ハ(更正により納付すべき還付加算金相当額)に掲げる金額に相当する法人税

三 省略

2 4 省略

(貸倒引当金)

第五十二条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの(当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。)のその損失の見込額として、各事業年度(被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定(その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。)の日の属する事業年度を除く。)において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の時にあって次に掲げる法人に該当する内国法人(当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時にあって当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。)

(法人税額等の損金不算入)

第三十八条 同上

一 同上

二 国税通則法第三十五条第二項(修正申告等による納付)の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ(修正申告により納付すべき還付加算金相当額)又は第二十八条第二項第三号ハ(更正により納付すべき還付加算金相当額)に掲げる金額に相当する法人税

三 同上

2 4 同上

(貸倒引当金)

第五十二条 内国法人が、更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権(当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。)のその損失の見込額として、各事業年度(被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定(その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。)の日の属する事業年度を除く。)において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

二 次に掲げる内国法人

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行

ロ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社

ハ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

三 第六十四条の二第一項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人（前二号に掲げる内国法人を除く。）

2 前項各号に掲げる内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・4 省略

5 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に個別評価金銭債権を移転する場合（当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。）において、当該個別評価金銭債権について第一項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この

2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時にあって有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・4 同上

5 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に個別評価金銭債権を移転する場合において、当該個別評価金銭債権について第一項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中個別貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中個別貸倒引当金勘定の金額に相当する金額の

条において「期中個別貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中個別貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合（当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。）において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7・8 省 略

9 第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、次に掲げる金銭債権を含まないものとする。

一 第一項第三号に掲げる内国法人（第五項又は第六項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる内国法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの

二 内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権

10・13 省 略

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

第五十七条 内国法人の各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）があ

うち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7・8 同 上

9 第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を含まないものとする。

10・13 同 上

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

第五十七条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつ

る場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同条第三項及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額の百分の八十に相当する金額（当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前九年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した各事業年度（以下この項及び次項において「前九年内事業年度」という。）において生じた欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次項及び第八項において同じ。）の生じた前九年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「未処理欠損金額」という。）があるときは、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は

たものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項及び次項において「前七年内事業年度」という。）において生じた欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く。次項及び第七項において同じ。）の生じた前七年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「未処理欠損金額」という。）があるときは、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当

出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた欠損金額とみなす。

3 前項の適格合併に係る被合併法人（同項の内国法人（当該内国法人が当該適格合併により設立された法人である場合にあっては、当該適格合併に係る他の被合併法人。以下この項において同じ。）との間に支配関係があるものに限る。）又は前項の残余財産が確定した他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の前項に規定する未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を営むための合併として政令で定めるものに該当する場合又は当該被合併法人等と同項の内国法人との間に当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日の五年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

一 当該被合併法人等の支配関係事業年度（当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前九年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額（当該被合併法人等において第一項の規定により前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二 当該被合併法人等の支配関係事業年度以後の各事業年度で前九年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

4 第一項の内国法人と支配関係法人（当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。以下この項において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に

当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた欠損金額とみなす。

3 同上

一 当該被合併法人等の支配関係事業年度（当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額（当該被合併法人等において第一項の規定により前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二 当該被合併法人等の支配関係事業年度以後の各事業年度で前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

4 第一項の内国法人と支配関係法人（当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。以下この項において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に

該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該内国法人の当該適格組織再編成等の日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（以下この項において「組織再編成事業年度」という。）開始の日の五年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）において、当該適格組織再編成等が共同で事業を営むための適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該組織再編成事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損金額（第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項、次項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）のうちに掲げる欠損金額は、ないものとする。

一 当該内国法人の支配関係事業年度（当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前九年内事業年度（当該組織再編成事業年度開始の日前九年内に開始した各事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第一項の規定により前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）。

二 当該内国法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で前九年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

51

第一項の内国法人が第五十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあっては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、同項に規定する欠損金額のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得

該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該内国法人の当該適格組織再編成等の日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（以下この項において「組織再編成事業年度」という。）開始の日の五年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）において、当該適格組織再編成等が共同で事業を営むための適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該組織再編成事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）のうちに掲げる欠損金額は、ないものとする。

一 当該内国法人の支配関係事業年度（当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前七年内事業年度（当該組織再編成事業年度開始の日前七年内に開始した各事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第一項の規定により前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）。

二 当該内国法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

- 6) 内国法人が、第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

- 7) 第二項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の内国法人の当該適格合併の日前九年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前九年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして、同項及び第三項の規定を適用する。

- 8) 前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の内国法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第二項に規定する前九年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。
- 9) 第一項の内国法人の次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額は、ないものとする。

一 内国法人（第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日から同日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの期間（以下この号において「最初連結期

- 5) 内国法人が、第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

- 6) 第二項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の内国法人の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前七年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして、同項及び第三項の規定を適用する。

- 7) 前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の内国法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第二項に規定する前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。
- 8) 同上

一 内国法人（第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日から同日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの期間（以下この号において「最初連結期